

中之条町ふるさと思いやり基金寄附記念品贈呈事業実施要綱  
(平成 29 年 10 月 1 日～適用)

(目的)

第 1 条 この要綱は、中之条町にふるさと思いやり基金寄附をした方に対する記念品の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、ふるさと寄附を推進することにより、交流人口の増加や地域の消費拡大を図ることを目的とする。

(寄附金に対するお礼等)

第 2 条 町長は、寄附金の額が1万円以上の寄附者に、記念品を贈呈することができる。

2 記念品の額は、寄附金の額に応じ下表のとおりとする。

寄附金額	記念品(感謝券)
0～1万円未満	なし
1万円以上	寄附金額の3割相当 (1000円未満の額は切り捨て)

(感謝券代金の換金)

第 3 条 感謝券取り扱い事業所等(以下「取扱店」という。)は、利用感謝券を取扱明細票とともに中之条町に持参し、利用感謝券代金を請求する。

2 町は、取扱店が持参した利用感謝券及び取扱明細票の記載内容を確認し、感謝券に応じた代金相当額を、取扱店の指定する預金口座へ入金する。

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、平成25年度分から適用する。

附 則(平成 28 年 2 月 2 日一部改正)

(主な内容:寄附金に対するお礼を5千円以上の方から1万円以上の方に改正)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にした行為に対する第2条(寄附金に対するお礼等)の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 20 日一部改正)

(内容:記念品の感謝券割合を半額相当から3割に変更し、特産品を廃止に改正)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にした行為に対する第2条(寄附金に対するお礼等)の適用については、なお従前の例による。